

別表第4（第3条関係）

蓄電池導入補助金

補助対象者	次に掲げる事項のいずれにも該当する者 (1) 蓄電池を導入した戸建住宅（本市に所在するものに限る。）に居住する者又はその家族が居住する者であること。 (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。
補助対象事業	補助対象者が行った蓄電池（経済産業大臣が定めた「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）交付要綱」に基づく補助事業者（以下「経産省ZEH補助事業者」という。）が同大臣の承認を受けて定めた自らの補助事業に係る交付規程において補助金の対象としているものに限る。以下この表において同じ。）の設置であって、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 別に定める期日以降に契約したものであること。 (2) 別に定める期間に事業（代金の支払を含む。）が完了したものであること。 (3) 戸建住宅の敷地内で使用されるもの（店舗等併用住宅の場合は、専ら店舗等の用に供されるものを除く。）であること。 (4) 設置された蓄電池は、新品（未使用品）であること。 (5) 設置された蓄電池は、補助対象者が自ら所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外）。
補助額	1台につき10万円
補助金の交付 申込時の添付 書類	交付申込書兼実績報告書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、第4号の証明書の添付がある場合は、第5号の住民票（申込者の家族のみが居住している場合における当該家族の住民票を除く。）の提出を省略することができる。 (1) 蓄電池の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し（契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書その他の蓄電池施工の経費の内訳が確認できる書類の写しも添付すること。） (2) 設置した蓄電池のカタログの写し（経産省ZEH補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番（パッケージ型番）と照合できるもの） (3) 設置した蓄電池の出荷証明書又は製造メーカーの保証書（これらがなければ、これらに代わる書類で新品であることが証明できるもの）※写し可 (4) 市税の滞納がないことの証明書（熊本市長が証明した書類で、発行から3か月以内のもの）※写し可 (5) 住民票（発行から3か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載がないもの。申込者の家族のみが居住している場合は、その家族に係る住民票。）※写し可

	(6) 建物全体のカラー写真 (7) 蓄電池の設置状況を示すカラー写真(設備全景及び経産省ZEH補助事業者が公表する蓄電システム登録済製品一覧に登録された型番(パッケージ型番)が判別できる品名番号(銘板)のアップ) (8) 太陽光発電設備等の発電設備の写真 (9) 領収書(領収書がない場合は、補助対象者が蓄電池に係る経費を支払ったことが証明できるもの)の写し (10) その他市長が必要と認める書類
その他の交付要件	(1) 交付申込書及び添付書類は、郵送により提出すること。 (2) 補助金は、交付申込書の先着順に審査し、交付決定をする。ただし、同日に到達した申込みのうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。 (3) 過去にこの補助金の交付を受けて蓄電池を設置したことがある者であって、蓄電池に係る法定耐用年数の期間を経過していない者(市長の承認を受けて財産処分をした場合を除く。)は補助金の交付の申込みをすることができないこととする。